

## 議 案 第 5 号

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給等に関し必要な事項を定めるため、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

(富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第9項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第4条(見出しを含む。)中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第7条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第2条第9項及び前条第4項の規定により支給する勤勉手当の額は、給与条例第17条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日において施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

(富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改め、同条第2項中「第12条」の次に「及び第13条」を加える。

(富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第5項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。